

GS監督：水田奈央生（高山高校）
成年男子A：上町智（中京大学）
森下翔吾（中央大学）
森本賢吉（中央大学）
成年男子B：溝脇欽也（湯の平館）
成年男子C：滝村晋一（大野消防署）
笠城宏之（タカラホ）
少年男子：谷本拓也（高山高校）
成年女子：塚本真弓（京都産業大）
船渡千裕（専修大学）
少年女子：中村ひかる（高山高校）
森本真理英（高山高校）

X
監督：方井正隆（高山工業教成年男子A中井祐一（専修大学）
成年女子A谷口由佳（中京大学）
「バイアスロン競技」
監督：黒木兵三（自営業）
リレー選手：町川洋介（共和電設）
香賀友和（金山警察署）
以上二十六名

この人に こんにちは

- ・相撲との出会いは何時、どんな状況からでしたか。
- ・今迄の競技活動で一番嬉しかった事は何ですか。
- ・相撲の良い点は
- ・子ども達の指導で心がけている事は
- ・高山市の相撲競技発展への抱負は
- ・小学校3年の夏、町内の子供相撲大会に誘われたのが、相撲競技への出会いです。昔は各町内毎に相撲場があり、子ども相互、近隣のふれあいの場でした。
- ・中学時代の夢であった全国大会への出場。子供心に努力すれば自分でも出来ると言う事を知りました。その事が今なお続けられている礎になっています。
- ・どんな競技でも同じだと思いますが、自分に勝つ心と相手を思いやる心が育つことだと思います。
- ・自分に勝つことが全てにつながるのだと、子ども達に感じてもらえばいいと思って指導しています。
- ・まず、多くの子ども達に「相撲も面白いなあ。」と感じてもらい、その事がやがて高山市の相撲人口が増え、連盟の更なる発展につなげたいです。

{筆者の所見} お忙しいなか快く承諾下さった事、競技者らしく礼儀正しい事等に氏の真摯な人柄を感じ取ることが出来た。また、子ども達への指導姿勢もメンタルな面を強調されており、単に技のみの指導に走りがちな指導者への示唆を感じた。評議員としても頼もしい人です。

Fair Play

二月一日新市の誕生と共に財高山市体育協会も合併し新しくスタートした。▲合併後の課題の一つにこれ迄各町村で実施されてきた特色あるスポーツ行事がある。▲この事は地域づくり、スポーツ振興の方途からも継承されるべきと考えるが、今、国では「総合型地域スポーツクラブ」の育成に努めている事から、この課題と重ね合わせて発展した形での振興策を考えたい。

▲幸い旧町村からの体協理事選任は地域代表的性格を持つ事から単に伝統を守る為の役割だけではなく、各地域に総合型スポーツクラブを育成する要件が一つ整ったとも言える。

▲市にスポーツ振興課が復活した事もあり、老若男女誰もがスポーツを楽しめる方策を行政、体協一体で考えたい。

▲又、この総合型地域スポーツクラブ育成と併行して「一地域一スポーツ」の振興も考えたい。この課題は、やはり体協理事の力による地域市民の喚起と地域の小中学校との連携が重要と考える。

第60回国体冬季大会出場選手

体育事務局の人事異動

間 武夫主査・小竹主任の二名が勇退

新たに藤下弘毅氏・村田精一氏の二名が就任された。

十六年度末の人事異動で標記四氏の出入りがあつた。間武夫主査は、教職退職後より十二年間に亘り勤務されたが、その間体育協会の法人化に伴う体制づくりや今後の町村合併に係わる諸問題の処理などに尽力され、多大の功績を頂きました。また小竹正弘主任は五年間、主に施設管理に尽力されたが、誠実な人柄は仕事ぶりも着実で頼もしい存在でした。

お二人には協会より表彰状を送りその功績を顕彰いたしました。

新任の藤下弘毅氏は日枝中学校を定年退職された方で、在職中は「バスケットの藤下」と言われた方です。全中バスケットや国体開催など氏への期待は大きいと言えます。村田精一氏は眞面目な方であり的確な業務が期待できます。

第60回国体冬季大会出場選手

小谷菜摘（高山高校）

第57回県体スキー競技会結果

本年度も出場選手不足がひびき、大不振の結果に終わった。

【ジャイアントスラローム】

成年女子一部 || ④中村絵里香

成年男子一部 || ②池田 晃

(8) 上瀬みゆき

成年男子二部 || ①笠城宏之

(7) 玉舎久幸

成年男子三部 || ⑤大下 勝

成年男子四部 || ④岡村忠司

リレー || ④高山市

【総合成績】

高山市 || 第五位

ア育成指導員真人氏を訪ね指導者に熱します。

誘われたの「内毎に相撲の場でした。

易。子供心にありました。



卷之三

廿二史劄記

一、合併の方式に關すること
丹生川村体育協会、清見村体育協会、莊川村体育協会、宮村体育協会、久々野町体育協会、朝日村体育協会、高根村体育協会、大野郡体育協会、国府町体育協会、上宝村体育協会、吉城郡体育協会を解散し、財高山市体育協会に編入する合併とする。

二、合併に期日に關すること。
平成十七年二月一日とする。

三、新体育協会の名称について
財団法人高山市体育協会とする。

四、新体育協会の事務所の位置
高山市中山町六百番地に置く。

五、財産及び債務の取扱い
全て存続法人が引き継ぐ事とする。

①流動資産及び流動負債

することとなり、二月一日の新高山市発足と共に新しい財高山市体育協会がスタートした。

合併に当たっては幾つかの問題点があつたが、事前に何回かの会議を開き相互に意見調整し合う中、一月二十六日合併協定書に調印し合併が成立した。協定書の内容は次の通りである。

合併の方式に関する一覧

合併に当たつては幾つかの問題点があつたが、事前に何回かの会議を開き相互に意見調整し合う中、一月二十六日合併協定書に調印し合併が成立した。協定書の内容は次の通りである。

各町村のそれ等は、全て存続法
人に引き継ぎ管理する。
② 固定資産及び固定負債
各町村のそれ等は、全て存続法
人に引き継ぎ管理する。

(四) 会長・副会長等の選任方法

会長＝1名 副会長＝5名

理事長＝1名 副理事長＝3名

① 理事及び監事は評議員会で選任

② 会長、副会長、理事長、副理事長

